

茂原市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市犯罪被害者等支援条例（令和8年茂原市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第177条、第179条第2項、第181条第2項及び第241条第1項並びにこれらの罪の未遂罪に当たる行為をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪の被害を受けた者であつて、当該犯罪による被害が警察等への照会等により客観的に確認できる者をいう。
- (4) 重傷病 1か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (5) 市民 条例第2条第3号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。

(経済的支援に係る見舞金の支給)

第3条 条例第8条の規定による見舞金の支給額及び支給対象者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 遺族見舞金

ア 支給額 30万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった遺族（次号から第4号までに定める見舞金の給付後に死亡した犯罪被害者の遺族を含む。）であつて、次条に定める者

(2) 重傷病見舞金（加療を要する期間が1か月以上3か月未満である場合）

ア 支給額 5万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者であって、当該犯罪により1か月以上3か月未満の加療を要する重傷病を負った者

(3) 重傷病見舞金（加療を要する期間が3か月以上である場合）

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者であって、当該犯罪により3か月以上の加療を要する重傷病を負った者

(4) 性犯罪被害見舞金

ア 支給額 10万円

イ 支給対象者 犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者であって、性犯罪の被害を受けた者

2 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪に起因して死亡した場合は、遺族見舞金の額から当該重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。

3 重傷病見舞金の支給を受けようとする者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪につき、既に性犯罪被害見舞金の支給を受けている場合は、重傷病見舞金は支給しない。

4 性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者が、当該性犯罪被害見舞金の支給に係る犯罪につき、既に重傷病見舞金の支給を受けている場合は、性犯罪被害見舞金の額から当該重傷病見舞金の額を控除して得た額を性犯罪被害見舞金の額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 前条第1項第1号に規定する遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により死亡した犯罪被害者の配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡時において、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡時、当該犯罪被害者の収入によって

生計を維持していたときにあつては同項第2号の規定による子とし、その他のときにあつては同項第3号の規定による子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、第1順位の遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

4 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき順位が同一の遺族が2人以上あるときは、そのいずれか1人に対してした支給をもって、当該遺族の全てに支給したものとみなす。

5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(居住の安定の支援に係る転居費用の助成)

第5条 市長は、第3条及び第4条の規定による見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等のうち、犯罪の被害により市内に所在する従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居に転居（転出を含む。以下同じ。）する必要があるとき（転居する者が未成年者である場合は、当該転居についてその者の保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ているときに限る。）は、転居に要する費用を助成する。

2 前項に規定する転居に要する費用に対する助成金の額は、5万円を限度とし、支給の回数は一の犯罪被害について1回の転居を限度とする。

(見舞金等の支給の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、第3条及び第5条に定める見舞金等（以下「見舞金等」という。）を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、当該申請に係る犯罪の被害につき、他の市区町村から同種の見舞金等の支給を受けている場合

(2) 犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び事実上の養子縁組関係を含む。）がある場合（婚姻を継続し難い重大な事由が

生じていた場合その他の親族関係が破綻していたと認められる場合を除く。)で、見舞金等の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合又は犯罪の発生時において犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族に、犯罪を誘発する行為、犯罪に関連する不正な行為又は当該犯罪被害につきその責めに帰すべき行為があった場合

(4) 犯罪被害者(第7条第1項ただし書に規定する代理で申請することができる者を含む。以下、本条第5号及び第6号において同じ。)又は第1順位の遺族(第7条第1項ただし書に規定する代理で申請することができる者を含む。以下、本条第5号及び第6号において同じ。)が茂原市暴力団排除条例(平成24年茂原市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)である場合

(5) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、次のいずれかに該当する行為(イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続し又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)である場合

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、茂原市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(6) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金等の支給を行うことが社会通念上適切でないと市長が認める場合

(経済的支援に係る見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、茂原市犯罪被害者等見舞金支給申請書(別記第1号様式)及び犯罪被害申告書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない

い。ただし、申請を行う者（以下「申請者」という。）が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理で申請することができる。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 申請者が、当該犯罪発生時に市民であることを証明する書類

ウ 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者が死亡時に事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

カ 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪発生時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めるに足りる書類

キ 申請者の代理人が代理で申請するときは、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は代理で申請を行う者の氏名及び生年月日並びに申請者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書、任意代理人の場合は委任状）及び誓約書（別記第3号様式）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金

ア 犯罪により重傷病の被害を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

イ 申請者が当該犯罪発生時に市民であることを証明する書類

ウ 申請者の代理人が代理で申請するときは、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は代理で申請を行う者の氏名及び生年月日並びに申請者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書、任意代理人の場合は委任状）及び誓約書（別記第3号様式）

エ その他市長が必要と認める書類

(転居費用の助成の申請)

第8条 転居費用の助成の申請をしようとする者は、茂原市犯罪被害者等転居費用助成申請書(別記第4号様式)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該助成の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が申請することができる。

(1) 転居費用を支払ったことを証する書類

(2) 申請者の代理人が代理で申請するときは、代理人であることを証明する書類

(法定代理人の場合は代理で申請を行う者の氏名及び生年月日並びに申請者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書、任意代理人の場合は委任状)及び誓約書(別記第3号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

(申請の期限)

第9条 第7条及び前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給等の決定)

第10条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、茂原市犯罪被害者等見舞金支給決定(却下)通知書(別記第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、茂原市犯罪被害者等転居費用助成決定(却下)通知書(別記第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の審査に際し、申請者その他の関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査することができる。この場合において、市長は、必要に応じて関係機関等への照会を行うことができる。

(支給等の決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、前条の規定による通知を受けた者が見舞金等の支給等の要件を欠くと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、当該決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支給等の決定を受け、若しくは見舞金等の支給等を受けたときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、第1項及び第2項の規定により見舞金等の支給等の決定を取り消した場合において、既に支給した見舞金等があるときは、茂原市犯罪被害者等見舞金等返還請求書（別記第7号様式）により、当該見舞金等の全部又は一部の返還を命じることができる。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。